

第1回横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会議事録	
日 時	平成27年12月11日(金) 午後3時から午後4時まで
場 所	港北区役所認定審査会室
出席者	和委員長、飯島委員、田中委員、福松委員、松村委員、村野委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者なし) ※ただし、議題2以降は非公開
議 題	1 会議の公開・非公開について 2 公募要項について 3 選定基準について
決定事項	1 第1回指定管理者選定委員会は、公募要項及び選定基準については非公開とする。 第2回指定管理者選定委員会は、応募法人の面接審査は公開とし、その後の審査・選定は非公開とする。ただし、面接審査については、他の応募法人は傍聴不可とする。 2 公募要項については、案のとおりとする。 3 選定基準については、一部修正し、その他は案のとおりとする。
議 事	1 会議の公開・非公開について (事務局) 会議の公開・非公開の考え方について、事務局案を説明。 ・応募法人に対する公平性を保つため、第1回選定委員会の「公募要項について」及び「選定基準について」は非公開。第2回選定委員会での応募法人への面接審査は公開とし、その後の審査・選定は非公開とする。ただし、面接審査については、後続で面接を受けるものが公開された会議内容を参考にできないように、他の応募法人を除き公開。 (委員長) 案のとおりでよろしいか。 (委員一同) 異議なし。 2 公募要項について (事務局) 選定スケジュール及び公募要項について、事務局案を説明。 (委員長) 案のとおりでよろしいか。 (委員一同) 異議なし。 3 選定基準について (事務局) 次のとおり、事務局案を説明。 ・評価項目及び審査方法について説明。評価項目のうち、前期の指定管理業務の実績については、応募法人が現指定管理者のみの場合は実施しない。 ・最低制限基準を設けることとし、総合計の6割とする。応募法人が1法人のみの場合でも最低制限基準に満たない場合は選定されない。 ・同点1位の場合は、その法人を対象とし、委員の多数決により決定。なおも決まらない場合は、委員長判断とする。 (委員) 前期の指定管理業務の実績は、応募法人が現指定管理者のみの場合は実施し

	<p>ないとのことだが、応募法人が1法人のみの場合でも実施した方がいいのではないか。また、前回応募した際の計画がどれだけ実現できているかという観点も大事だと思うので、前回の応募書類を確認したい。</p> <p>(事務局) それでは、前期の指定管理業務の実績を評価する資料として第2期の応募書類を用意する。</p> <p>(委員長) 他に質問等がないようであれば、評価基準項目の前期の指定管理業務の実績は応募法人が現指定管理者のみの場合でも実施することとし、その他は案のとおりでよろしいか。</p> <p>(委員一同) 異議なし。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>第2回横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 開催日時：平成28年3月25日(金) ※時間及び開催場所については、後日連絡。</p>